

広島県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

八幡雲耕線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町西八幡原字森岡一〇〇五一番 一地从先から 山県郡北広島町西八幡原字森岡一〇〇五一番 一地从先まで	新	旧	八・八〇〇 一〇・四〇〇	六一・〇〇〇	
	八・八〇〇 一三・八〇〇	六一・〇〇〇	拡幅		
山県郡北広島町雲耕字恵ル谷一〇〇六六番四 地先から 山県郡北広島町雲耕字恵ル谷一〇〇六六番四 地先まで	新	旧	一一・四〇〇 二六・六〇〇	七・〇〇〇	
	一一・四〇〇 二六・六〇〇	七・〇〇〇	七・〇〇〇	拡幅	